

岡山市火災予防条例（昭和37年岡山市条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条～第18条の2）</p> <p>　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第19条～第23条の2）</p> <p>　第3節 火の使用に関する制限等（第24条～第29条）</p> <p>　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第30条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2～第30条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>　第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第31条～第33条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条～第18条の2）</p> <p>　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第19条～第23条の2）</p> <p>　第3節 火の使用に関する制限等（第24条～第29条）</p> <p>　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第30条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2～第30条の7）</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第30条の8・第30条の9）</u></p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>　第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第31条～第33条）</p>

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第34条～第35条の2）
第3節 基準の特例（第35条の3）
第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第36条～第44条の2）
第6章 避難管理（第45条～第52条）
第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第52条の2・第52条の3）
第7章 雜則（第53条～第58条）
第8章 罰則（第59条・第60条）
附則

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第34条～第35条の2）
第3節 基準の特例（第35条の3）
第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第36条～第44条の2）
第6章 避難管理（第45条～第52条）
第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第52条の2・第52条の3）
第7章 雜則（第53条～第58条）
第8章 罰則（第59条・第60条）
附則

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報

_____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) から (5) まで (略)

(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。) が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) から (5) まで (略)

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第30条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。
(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号

	<u>に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u>
<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出)</p> <p>第55条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <hr/> <p>(2) から (6) まで (略)</p>	<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第55条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2) から (6) まで (略)</p> <p>2 <u>消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>